

脂質のとりすぎに注意しましょう
総胆管結石症について

総胆管結石症を知っていますか

胆のう内に結石ができる胆石症は知っている人も多いと思いますが、今回は総胆管結石症について紹介します。

肝臓では食物中の脂肪分の消化吸収を手助けする働きを持つ胆汁が作られます。胆汁は肝臓で作られた後、一度胆のう内に貯められ、食事の際に十二指腸に排出され食べ物と混ざります。

この時に胆汁の通り道となるのが総胆管です。胆石は胆汁の成分が胆のう内で固まってできる結石で、脂質のとりすぎや細菌感染などが原因でできるとされています。胆のう内でできた結石が胆汁と一緒に総胆管内に流れ落ちてしまうと総胆管結石症となります。総胆管結石は小さいまま残っていたり十二指腸に流れ出た時には問題ありませんが、十二指腸への出口の部分で詰まってしまうと、腹痛や吐き気、嘔吐などの症状を起こします。また、胆汁の流れが滞るため黄疸がみられたり、胆管炎を起こしたりします。このような状況になった場合は速やかな治療が必要となります。

内視鏡を使って治療します

内視鏡技術が進歩した現代では、総胆管結石は内

視鏡を使って内科的に治療することが一般的となっており、当院でも内視鏡治療の一つとして行っています。その方法は内視鏡先端の側面にカメラが付いた特殊な内視鏡を用いて総胆管内に細いワイヤーを挿入し、その後、ワイヤーを通して電気ナイフや拡張バルーンを挿入して総胆管の出口を広げ、特殊な採石器具やバルーンを用いて総胆管結石を取り出します。総胆管結石がたくさんあって取りきれない場合や、大きすぎて取れない場合は、総胆管から十二指腸に胆汁が流れ出るように短いチューブを留置しますが、その場合は留置したチューブの定期的な交換が必要となります。

胆管炎にも注意しましょう

病院や健康診断などで胆のう結石を指摘された人は、胆のう炎の他に総胆管結石による胆管炎も起こり得るということを知っておいていただければと思います。

(消化器・肝臓内科 榎木 一仁)



【問い合わせ】 上野総合市民病院 ☎ 24-1111

◆ インターネットに潜む差別

情報化社会における人権問題

【問い合わせ】 人権政策課
☎ 47-1286 FAX 47-1288

現在、インターネットは仕事やコミュニケーションにおいても欠かせないものになっています。

しかし、便利な反面、部落差別をはじめとする多くの人権侵害につながる情報が流れています。

このような状況の中で2016(平成28)年12月に施行されたのが「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」です。部落差別解消推進法の第1条には「部落差別は現在も存在し情報化の進展に伴い状況に変化が生じている」と明記されています。

■ 私たちにできること

インターネットには正しい情報だけではなく、誤解や偏見に基づいた情報も多くあります。その情報が正しい情報であるかの判断は私たち一人ひとりに委ねられています。そのため、しっかりと学習し、何が正しく何が誤りなのかを判断する力を養う必要があります。

部落差別をはじめとするあらゆる差別の問題の多くは、誤解や偏見から生まれます。知らないうちに「差別する側」にならないように差別をしない判断ができる知識を身につけましょう。

■ 情報化の進展に伴う状況の変化

	出版物	インターネット
情報源と質の変化	さまざまな人が情報を精査し確認した上で出版している。	誰でも個人の見解に基づき個人の意思のみで発信できる。
拡散性	情報は基本的に出版物を購入した人だけに発信される。	誰でも世界中の人に向けて発信でき、受信者が情報を複写・再発信できるため、一度発信された情報は簡単に削除することができない。



介護相談員だより



笑顔のために

自分が誰かのために役立っている、趣味や特技が活かされていると感じると、人は嬉しくなり、いきいきすると思います。

例えば、利用者の生活の一部となっているタオルたたみが施設の職員から「助かっている」と言われたり、編み物・塗り絵などの作品が施設に展示してあると利用者は喜んでくれます。

ほかにも、施設職員が自分たちの気持ちを理解してくれていると感じることも、安心した生活につながっています。俳句や短歌づくりを通して仲良くなった利用者同士の俳句と短歌が部屋の壁に並べて貼られました。これを見た利用者は「職員さんは、私たちのことをよく見てくれている。利用者同士のつながりを理解してくれている。」と話していました。そのようなことが笑顔を増やしていくのだと思います。

利用者や施設職員の笑顔が増えていくように私たち介護相談員も笑顔で訪問活動に取り組んでいきます。

【問い合わせ】

介護高齢福祉課 ☎ 26-3939 FAX 26-3950

公共交通を利用しましょう

「伊賀焼風鈴列車」運行中です



市では7月から9月までの3カ月間を「公共交通機関利用促進期間」として利用促進に取り組み、特に8月を強化月間と位置づけています。公共交通の維持・

存続のため、皆さんもこの期間中にまずは1回、鉄道やバスに乗って出かけましょう。

そこでおすすめしたいのが、「伊賀焼風鈴列車」です。伊賀鉄道では、今年も「ふくにん列車」の車内に伊賀焼の風鈴と絵手紙を飾り付けています。運行期間は8月26日(日)までです。ぜひこの機会に乗車し、涼しげな風鈴の音色を車内で楽しんでみてはいかがでしょうか。なお、運行時刻は毎日変わりますので、詳しくは伊賀鉄道上野市駅にお問い合わせください。

【問い合わせ】 交通政策課 ☎ 22-9663 FAX 22-9852
伊賀鉄道上野市駅 ☎ 21-3231

7・8・9月
公共交通機関利用促進期間
～未来へ残そう 公共交通～

明日に向かって ～差別をなくしていくために～

人権について考えるコラムです。

「ちくこん」で身元調査を考える -大山田支所住民福祉課-

皆さんは身元調査と聞いて、どんな調査を想像しますか。大山田地区で開催している人権啓発地区別懇談会（ちくこん）で、何度か身元調査をテーマに各地区で懇談してきました。ある時、参加者から「調査というけど、国勢調査もダメなのか？」という意見がありました。

私たちが考える身元調査とは、結婚や就職などの際に個人に関する情報を本人の同意もなく、また、知らないところで近隣の人に聞いたり調査会社などの第三者を通じて調べることをいいます。

「ちくこん」で、質問をされた人はその後も答えてほしいと問い続けるので、スタッフが「身元調査とは、調べた結果で誰かが不利益を受けたり、差別をされるような調査をいいます。」とお答えすると、質問された人は理解いただけの様子でした。

2015（平成25）年に実施した「人権問題に関する伊賀市民意識調査」では依然として身元調査を肯

定する意識がみられます。身元調査は特定の属性の人を排除するという目的で行われるもので、本人のプライバシーの侵害や差別につながるおそれがあり、許されるものではありません。

本人になりすました第三者からの虚偽の届出や住民票の写しの請求を未然に防止するために、窓口で住民票や戸籍謄抄本などを請求する際、本人確認書類の提示が法律の改正によって義務化されて今年で10年になります。

このような身元調査は皆さんの生活の中にもあって、知り合いなどのことを聞かれたとき、良かれと思ってその人の情報を伝えることが、結果としてその人の不利益になるおそれがあるということを考えてほしいのです。身元調査は差別につながるということを一人ひとりが認識しておくことが大切なのではないでしょうか。

■ご意見などは人権政策課 ☎ 47-1286 FAX 47-1288 ✉ jinken-danjo@city.iga.lg.jp へ